

○警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅳ・Ⅴ） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領</p> <p style="text-align: right;">制定 令和3年 3月15日 一部改正 令和4年10月18日 <u>一部改正 令和5年 8月23日</u></p> <p>第1 趣旨 この要領は、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する警戒区域等医療施設再開支援事業のうち<u>Ⅳ・Ⅴ</u>について、補助の要件等を定めるものである。 なお、当該事業は、東日本大震災及び原子力災害に伴う医療機関等の休止等により医療の不足する避難地域において、医療機関等の行う地域医療に関する取組を支援することで、避難住民等が安心して帰還できる医療提供体制を確保することを目的とする。</p> <p>第2 要件 避難地域において下記の取組を行うことを要件とする。なお、避難地域は、双葉郡8町村、南相馬市（小高区）、田村市（都路地区）、川俣町（山木屋地区）、飯舘村を、医療機関等は、病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション等（以下、「医療機関」という。）をそれぞれ言う。 なお、同事業にⅠ及びⅡにおいて運営に必要な経費の補助を受ける場合は申請を行うことができない。（車両購入費を除く）。 (1) (略) (2) (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和3年3月15日から施行し、改正後の要領の規定は、令和</p>	<p style="text-align: center;">警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領</p> <p style="text-align: right;">制定 令和3年 3月15日 一部改正 令和4年10月18日</p> <hr/> <p>第1 趣旨 この要領は、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する警戒区域等医療施設再開支援事業のうち<u>Ⅴ・Ⅵ</u>について、補助の要件等を定めるものである。 なお、当該事業は、東日本大震災及び原子力災害に伴う医療機関等の休止等により医療の不足する避難地域において、医療機関等の行う地域医療に関する取組を支援することで、避難住民等が安心して帰還できる医療提供体制を確保することを目的とする。</p> <p>第2 要件 避難地域において下記の取組を行うことを要件とする。なお、避難地域は、双葉郡8町村、南相馬市（小高区）、田村市（都路地区）、川俣町（山木屋地区）、飯舘村を、医療機関等は、病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション等（以下、「医療機関」という。）をそれぞれ言う。 なお、同事業にⅠ～Ⅲにおいて運営に必要な経費の補助を受ける場合は申請を行うことができない。（車両購入費を除く）。 (1) (略) (2) (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和3年3月15日から施行し、改正後の要領の規定は、令和</p>

○警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅳ・Ⅴ） 新旧対照表

<p>4年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年10月18日から施行し、改正後の要領の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和5年8月23日から施行し、改正後の要領の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p>4年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年10月18日から施行し、改正後の要領の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
---	---

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領 (IV・V) 新旧対照表

新

要領様式第8号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 所要額調査**

医療機関名: \_\_\_\_\_ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費	診療収入額 及び寄附金 その他の収 入見込額B	差引額	対象経費 の支出 予定額	基準額	選定額	診療収入 見込額	差引不足額	補助基本額	補助率	補助金 所要額
		A	B	(A-B)/C	D	E	F	G	(F-G)/H	I	J	(L×M)/N
①患者送迎	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	車両整備											
	計										1/2	
②在宅医療	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	計										10/10	
	計										10/10	
③健康増進	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	計										10/10	
	計										10/10	
合計 (①+②+③)												

(注)1 要綱別表2の \_\_\_\_\_ IVの事業を実施する場合は①を、 \_\_\_\_\_ V(1)の事業を実施する場合は②を、V(2)の事業を実施する場合は③を記入すること。  
 2 F欄には、 \_\_\_\_\_ D欄とE欄の額とを比較して少ない方の額 \_\_\_\_\_ を記入すること。  
 3 H欄には、 \_\_\_\_\_ C欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

要領様式第9号～第12号 (略)

要領様式第13号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 精算額調査**

医療機関名: \_\_\_\_\_ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費	診療収入額 及び寄附金 その他の収 入額 B	差引額	対象経費 の実支出額	基準額	選定額	診療収入額	差引不足額	補助基本額	補助率	補助金 所要額
		A	B	(A-B)/C	D	E	F	G	(F-G)/H	I	J	(I×J)/K
①患者送迎	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	車両整備											
	計										1/2	
②在宅医療	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	計										10/10	
	計										10/10	
③健康増進	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	計										10/10	
	計										10/10	
合計 (①+②+③)												

(注)1 要綱別表2の \_\_\_\_\_ IVの事業を実施する場合は①を、 \_\_\_\_\_ V(1)の事業を実施する場合は②を、V(2)の事業を実施する場合は③を記入すること。  
 2 F欄には、 \_\_\_\_\_ D欄とE欄の額とを比較して少ない方の額 \_\_\_\_\_ を記入すること。  
 3 H欄には、 \_\_\_\_\_ C欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

要領様式第14号～第17号 (略)

旧

要領様式第8号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 所要額調査**

医療機関名: \_\_\_\_\_ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費	診療収入額 及び寄附金 その他の収 入見込額B	差引額	対象経費 の支出 予定額	基準額	選定額	診療収入 見込額	差引不足額	補助基本額	補助率	補助金 所要額
		A	B	(A-B)/C	D	E	F	G	(F-G)/H	I	J	(L×M)/N
①患者送迎	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	車両整備											
	計										1/2	
②在宅医療	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	計										10/10	
	計										10/10	
③健康増進	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	計										10/10	
	計										10/10	
合計 (①+②+③)												

(注)1 要綱別表2の I.1、II.1(1)、II.2(1)、III(1)、IVの事業を実施する場合は①を、I.2、II.1(2)、II.2(2)、III(2)の事業を実施する場合は②を記入すること。  
 2 F欄には、①及び②「人件費等」以外ではD欄とE欄の額とを比較して少ない方の額を、②「人件費等」では要領様式第5号のC欄の額を記入すること。  
 3 H欄には、①の場合はF欄の額を、②の場合はC欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

要領様式第9号～第12号 (略)

要領様式第13号

**警戒区域等医療施設再開支援事業 精算額調査**

医療機関名: \_\_\_\_\_ (単位:円)

補助対象	区分	総事業費	診療収入額 及び寄附金 その他の収 入額 B	差引額	対象経費 の実支出額	基準額	選定額	診療収入額	差引不足額	補助基本額	補助率	補助金 所要額
		A	B	(A-B)/C	D	E	F	G	(F-G)/H	I	J	(I×J)/K
①患者送迎	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	車両整備											
	計										1/2	
②在宅医療	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	計										10/10	
	計										10/10	
③健康増進	人件費等											
	人件費等を除く経費											
	計										10/10	
	計										10/10	
合計 (①+②+③)												

(注)1 要綱別表2の I.1、II.1(1)、II.2(1)、III(1)、IVの事業を実施する場合は①を、I.2、II.1(2)、II.2(2)、III(2)の事業を実施する場合は②を記入すること。  
 2 F欄には、①及び②「人件費等」以外ではD欄とE欄の額とを比較して少ない方の額を、②「人件費等」では要領様式第5号のC欄の額を記入すること。  
 3 H欄には、①の場合はF欄の額を、②の場合はC欄の額とH欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

要領様式第14号～第17号 (略)